

◎開議の宣告

○石山米男 議長 おはようございます。

21番佐藤忠久議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○石山米男 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

---

◇ 鈴木勝雄 議員

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 皆さん、おはようございます。

今日は3日目の質問ということで大変ですが、日本共産党、鈴木勝雄です。

また今回も登壇して一般質問をさせていただきます。

今年の夏は、過去の記録を塗り替える猛暑日、それにゲリラ雨という異常気象でありました。このよ  
うな中で農家が作物の出来に対し、大変心配しましたが一部水害を除き、まずまずの出来具合と感  
じます。稲作についても黄金色にたわわに実りこうべを垂れ、刈り取りを待っている今日このごろです。

早速ですが、要旨に従い質問に入ります。

1番の農業政策等について。

戸別所得補償モデル対策について。8,151戸の農家から加入申請書が提出され、加入申請率は94%と  
いうことでありますが、生産調整の作付から見た場合の加入率はどのくらいになっているのか、また主  
食用の作付面積の中で超過年式はどれくらいあるのかお答え願います。また、転作確認書が8月末に農  
家に届きましたが、この対策は年内に戸別所得補償の交付金が年内に交付ということで農家に周知して  
いる制度ですが、この後のスケジュール等についてお知らせ願います。

次に、水田利活用について。今年の施策から畑地転作だけでなくこれまでの加工米、米粉、飼料米と  
いった水稻の転作が可能となったことで、これまで推進してきた大豆、麦等の畑地転作が定着した中で、  
補助率の高い水稻転作に移行した面積はどれほどになっておるのかお答えください。私は、畑地転作が  
可能などころには畑地転作で頑張ってください、畑地転作のできない地域がたくさんあると思われるの  
で、そのようなところにも水田転作を推進し、自己保全、不作付地をなくし、また改廃等の農地の保全を  
することが大切と思われるので当局の考えをお聞かせください。

次に、高齢者福祉事業及びごみ処理施設についてお尋ねします。

1点目の温泉施設利用ですが、高齢者の入浴サービス券は市内の温泉施設利用、健康増進、介護予防、温浴効果による健康維持などなど大変なよいことづくめと、私は思っています。そこでお聞きしますが、昨年と今年の申請件数及び申請割合についてお答え願います。昨年場合は、申請者は20%台だったと3月議会で答弁されています。温泉効果、大変よい事業であるにかかわらず入浴サービスの申請割合20%台では意味がないのではないかと、いかにたくさんの方に申請をし、利用して健康維持をしてもらえるのが最も大事なことだと思われるので、この事業どのようにして30、40%台まで伸ばせるための手だてを当局で考えているのか、ひとつお聞かせ願います。

2点目の、ごみ処理統合施設の建設用地についてですが、6月議会後、南部の施設計画が白紙となり、その後、募集をしたところ30件の応募があり、その中から5カ所を選定し、法令の規則、地盤、搬入経路、地権者等の意向などさまざまな角度から調査検討を進めておると所信説明に書いておられますが、ここまでの調査検討について、どのくらいまで進捗しておるのか、またごみ処理統合施設予定地の公表、我々に対する説明はいつごろになるのか、ご答弁をお願いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点、お尋ねがございました。

まず1点目でございますけれども、農業施策等についてでございます。

その中の1点目でございますが、戸別所得補償モデル対策についてのお尋ねがございました。これにつきましては、議員からお話ございましたとおり8,151戸、農家戸数の94.1%の加入申請がなされまして、加入申請面積で申し上げますと9,834ヘクタール、生産目標面積の97.5%となっております。また、主食用米生産目標の達成状況は生産目標面積1万82ヘクタールに対しまして、作付面積が1万144ヘクタールで、62ヘクタールの超過作付でありまして、生産目標達成率については99.4%となっております。本対策においては、この後、助成対象面積の確定や農家からの交付申請、交付請求等の事務手続がありますが、農政事務所との連絡を密にしながら12月の助成金交付に向けて準備を進めてまいりたいと思います。この項の2つ目に、水田利活用についてのお尋ねがございました。議員ご指摘のとおり、これまで重点作物として定着を図ってまいりました大豆の作付面積は、80ヘクタールほど減少いたしております。その主な要因としては、米粉用米や、飼料用米などの新規需要米に手厚い助成が行われることによる作物転換や、一部に連作障害などによる収量、品質の低下が見られることなど栽培上の課題が挙げられます。しかし、麦、大豆については自給率向上のために重要な作物でありますし、来年度からの戸別所得補償の本格実施に当たっては数量加算や品質加算が創設予定であることから、既存の圃場をベースに作付拡大を推進しながら農家所得の向上を目指してまいります。そのためにも、連作障害を回避するためのブロックローテーションの実施や圃場への有機物の投入など、

増収と高品質生産に向けた取り組みをこれまで以上に生産者やJAと連携を図りながら進めてまいります。なお、今後の新規需要米の推進については、飼料用米等の作付によって不作付期の解消ができないかを、今年作成した自己保全管理地マップを活用しながら圃場の選定も含めて検討してまいりたいと思います。

大きな2つ目の、お尋ねの中の1点目でございますが、温泉施設利用状況についてでございます。これにつきましては、その効能については多くの方々にご理解いただいているところでございます。そしてそれを達成するためにも、より多くの皆様にいかに多く足を運んでいただけるのが重要であると考えておるところであります。平成21年度の年間利用実績でございますが、サービス券の交付者数は8,662人、交付率は27.9%、利用率は46.6%で、現行制度となりました昨年10月からの月平均利用枚数は4,070枚となっております。また、今年度7月末までの利用状況であります。4月からの4カ月間でサービス券の交付者数は7,479人、交付率は24.1%となっており、昨年度の数値で推計いたしますと、今年度の最終的な交付率は30%近くになる見込みであります。月平均の利用枚数は4,441枚で、利用率は59.4%となっており、昨年度と比較して着実に利用者数が伸びることが予想されます。しかし、交付率、利用率ともまだまだ十分とは言えないことから、まずは現行制度の中での利用促進を図ることが第一と考えますので、今後はこれまでの周知事業に加えて、高齢者が集まる場でのPRなどに努めてまいります。サービス券の交付枚数を増やすことにつきましては、今後の利用状況を見きわめ、協力施設とも意見交換を密にしながら検討してまいりたいと考えます。

この項の2つ目の、ごみ処理施設建設用地についてのお尋ねがございました。既にご承知のとおり、新たな受け入れ可能地域についての情報が30件寄せられた中から5カ所に絞りまして、収集運搬、敷地面積などの諸条件を検討しながら詳細調査を進めている最中でございます。この経緯については、議員の皆様にも途中経過の説明をいたしたところでございます。これまでの検討についてなお、さらに地権者の皆様の意向、施設運営の利便性、近隣集落の有無、収集運搬効率、地盤の状況、搬入道路など5カ所についての調査を進めておりまして、その結果をもって最終判断をするタイミングに来ていると考えております。現在、最終的な確認をいたしてございまして、その確認がとれ次第速やかに判断し、市民の皆様にお知らせいたしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。住民の皆様への説明もいたしますが、どのような範囲にするかまだ決めておりません。その辺も詰めまして、早目に説明をいたしたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） どうもご答弁ありがとうございました。

まず、農業所得補償モデル対策事業ですけれども、今後のスケジュールで今、転作の確認申請が届いたばかりですけれども、今度申請するための手続等についての時間がどれくらい費やして、12月末に水田利活用のほうの補助交付は、これも12月末の申請になるのか、その辺のところをいま一度あわせてお

願います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 今年から制度が大きく変わって、いろいろ戸惑っている点もあるわけですが、いずれ、スケジュール的には今現在、農家の皆さんから水田利活用自給力向上事業交付要件報告書というのをいただいております、これにつきましては、作物名ですとか、出荷の収穫の時期、それから販売先等記載されておりますが、これは農政事務所のほうに今上げておまして、その後そのデータをもとにしまして農政事務所から各農家のほうに申請書が送られてまいりますので、その間違いがなければ申請書に捺印して、今度は農政局のほうに送ってやるという段階でございまして、農政局では最終確認をいたしまして戸別所得補償モデル対策における交付決定通知を農政局長名で農家にお渡しすると。それに基づいて交付されるということで、当初国のスケジュールでは12月から3月までということでしたが、いずれこれまでの産地確立対策と同じように12月中には支払っていただきたいということで強力をお願いしておりますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。よろしく願います。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） ただ、スケジュール的に見て、12月の交付金の支払いが可能になるのかどうか非常に懸念されるのは、やはり当市でも集落法人等たくさんのがありますし、そして今年の補償交付金は大変な額になるので12月にそういうところが精算できないということになると恐らく500万、1,000万の集落、法人が交付要件になっておるとお思いますので12月に精算できない場合は、やはり金利が莫大に高くなると、そういうふうなことから一生懸命進めた集落が最初にだめになってしまうのではないかと、金利に押されるという可能性もあるのでは、その辺のところはどういうふう考えているのか、ひとつ願います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 この制度の、戸別所得補償モデル事業につきましては、これまでのような農協と13の業者がおるわけですが、全部申請、受領の事務を委任されるというものではございません、国から農家に直接交付するというのが一貫したこの建前でございます。ですから、我々がいろいろ経由しながら国にあげてやる場合もただ取りまとめするというのみでございまして、もちろん農家の振込口座ですとか、それから幾ら最終的に決定になります、というような数字については我々がチェックする何物もないということございまして、本来、ちょっとずれますが転作の目標達成要件についても撤廃されたところございまして、いずれ実際にやられている農家の条件等を報告するというのみでございまして。最終的な決定権は国にあるということで、それを先ほども申し上げましたように、農家に内訳が交付されるということになっております。今、農政局に問い合わせをしておりますが、東北農政局管内では27万件分を処理しなければならないということのようございまして。1日7,500件の処理ということございまして、早いところから順に事務処理をするということございまして、我々は9月中に

はすべて農家の分を取りまとめて、取りまとめ次第に順番に送ってやるということにして、今、農政局のほうと話を詰めておりますので、事務的にはそういうことでございます。その補償等の関係で利子補給等については今、我々がその額等についても把握するすべがないということで、特に言うことは、今、担当課レベルとしては考えておりません。

ご理解をお願いします。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、今農協でもそういう場合に備えて12月精算までもし入らない場合は、農協では1%前後の金利で農家に貸し出しするというような話もありますので、やはり今進めている集落法人にとっては非常に、その精算が遅れるとやはり5%の利子を払わなければならないというようなことで大変苦慮しておりますので、もしそういう場合は証書貸付で交付金を担保にして借りる場合の利子補給をひとつお願いしておきたいと思います。

次に、利活用の畑地転作、水稻転作のほうですけれども、今年はこの用途米が、大豆からが80ヘクタール減って用途米のほうに回ったというような経緯でございますけれども、来年からはこの用途米がもっと増えた場合に、やはり畑地転作がこういう形でなし崩しにするのではなく、先ほども申されましたが、やはり出来高払いというようなことも来年度から想定されますので、何としても中山間地の自己保全解消のためにその水稻転作をつくるマップを参考にして使うということですが、やはり中山間地の直接払いや、農地・水・保全の金とか、ほかの支援の補助事業ともあわせて、やはり農地を保全するために、いま一度頑張ってもらいたいと思いますので、その辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 おっしゃるとおりだと思います。で、細かい数字を申し上げますと、先ほどお答えしましたように、大豆が81ヘクタール減っておりますし、また自己保全についても195ヘクタール減りまして、その分が結局加工用米とあるいは飼料用米、米粉用米に減ったということでございます。我々は今やっておりますのは、産地収益力の向上をしようということで自己保全を減らすというようなことでも取り組みをしております、先ほどお答えしましたように自己保全の管理マップを今、つくっております。実は大きく3つくらいに分けて、重度のもの、中度のもの、軽度のものということで、重度につきましては、やはり沢伝いの奥のほうで、何としても田んぼにはならないというようなところで、軽度のところには手をかけていずれ飼料米ですとかそういうものを誘導したいということで、今いろいろ図面をつくっているところでございまして、この後地域局と連携しながら、あるいは農協等と連携しながら米以外の戦略作物がこの後も定着するような方向で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 十分理解はしておりますけれども、やはり今の水田利活用でも3年間のいわゆる改廃したところの農地利活用にできる、作物を植えることができるというようにして初めて今のこの

申請に加入しているわけですので、3年間でどこまでそういうところを解消できるのかも含めながら、ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

次に、高齢者福祉事業及びごみ処理施設について。温泉利用施設ですけれども、やはり今のところは昨年とほぼ伸びているといっても横ばいの20%台の交付しかになっておられない。やはりこれを30%、40%台に乗せて初めてこの入浴券サービスの効果があると思われるので、その辺のところ努力はしているといっても、ここずっと20%台で努力の跡がさほど見られないので、今後いわゆるどのような形で啓蒙してこれを増やしていくのか、やはりロコミする数が少ないと思うんですよ。やはり行っている人も20%台では。やはりこれは30、40になって初めて仲間づくりからそういうのに発展していくと思われるので、その辺のところどのように考えているのか、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議員のほうからご質疑のとおり、やはり30%台、40%台、こうした交付率につながるというのはやはり私どもも強い願いを持っておるところでございます。これまでは、年度末に翌年度の事業というようなことで高齢者入浴券にかかわらず、他の施策を含めたPRというふうな形をとってまいりましたが、個別にやはり対応することも含めて考えていかなければいけないのかなというふうな思いをします。私どもの予測でいきまして、今年度は30%に乗るかどうかと、先ほど市長からお話ございましたが、そういうふうな状況でございますので、老人クラブ、あるいは高齢者の福祉大会と、そういった場も含めて具体的に高齢者福祉事業のPRする機会をさらに拡充してまいりたいというふうに思っているところであります。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） ただいまの答弁はもっともだと思いますけれども、なおかつそれがいわゆる入浴サービスを受ける高齢者の仲間づくり、そういうところまで全然入っていないというのが現状だと思います。やはり老人クラブでも、この前も言いましたけれども、いきいきサロン、健康の駅等にもそれなりのPRを含めたものを出して月に1回はそのグループが温泉利用するのだと、やはりいきいきサロンでも月に1回集まって、弁当食べて、そこで終わりではなくやっぱり施設を利用し、みんなが施設を、温泉に行って200円出して温泉に行って、そして弁当を注文してそこで帰ってくると、そういう仲間、今でもただ会館で弁当食べるだけでも、それだけでも楽しみにしておるのに、そういうのを大いにPRしながらやっついていかないとなかなか伸びないと思いますし、その辺のところとあわせて、やはり券の枚数が12回では少ないと。やはりこれを24回にするならば、また利用申請も倍増するのではないのかというようなことも考えられる。今行っている方たちも、もっと行けばいいなと言う声がたくさんありますので、この市の補助は福祉で100円補助して財政に戻る100円ですので、やはり財政のほうでもこれを福祉の特別枠予算というような形で、やはり予算の査定から外すというようなことも考えられますけれども、そういうことができるのかできないのか、財政のほうからもあわせて答弁を願います。

○石山米男 議長 福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 前の議会でも24枚へ増やすという、利用券を増やすというふうなお話、ご指摘もございました。現在のところこうした交付率、それから利用率を見ますと、まずこの点についてやはりしっかりとご利用いただく仕組みを我々がつくっていかねばいけないのかなというような思いをしております。改めて、現在の12枚交付が有効的に活用できる、この手段にまず力を入れて、そしてまた拡充につきましては、他の施策を含めて見きわめてまいりたいというふうに思っております。

○石山米男 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 この高齢者の入浴サービスにつきましては議員が申されましたとおり、現在予算の範囲内で執行しておる状態でございますので、やはりその利用する方々を拡大していくという方向で、まず一義的には考えていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番(鈴木勝雄議員) 言っていることは十分わかりますけれども、やはりここずっと20%そこいらだというのはどうしてかということ、もう少し、この申請が増えるのはどうすればいいか、市で100円やっているのを200円にすればもっと、100円足すのであれば増えるとか、というような手だてもあるだろうし、枚数を増やすこととか、そういうこともあわせながら、そしてやはり高齢者でも1人で温泉に行けない、その仲間づくりをどこからつくり出すのかということもあわせながら、この入浴サービスで温浴効果、健康維持で、少しでも介護予防に役立つような、そういう仕組みにしていかないと何もならないと思うんですよ。やはりただ縦割りでこっちは本課で、ああこっちは社協、こっちは我々のほうだのこんなのとやっているのではなく、やはり福祉全体でそういうことをやってほしいと、何とかそのことをもう一度考えてほしいと思います。答弁は要りません。

次にごみ処理施設ですけども、市長の答弁でほぼ理解しましたけれども、今度の周辺地権者、住民の説明会等をどのようにして持っていくのか、これは公表した後でそういうことをするのか、事前にそういう説明会等をしてその後で公表するのか、その辺はどのように考えておられますか。

○石山米男 議長 福祉環境部長。

○森屋輝夫 福祉環境部長 候補地が決定になった後の説明会のお話でございますけれども、周辺住民の多くの方々につきましては、広報等でこの場所に決まったよということを一応お知らせした後に、説明会を開催したいというふうに考えております。ただ、どうしても近隣だとか搬入道路の関係だとか、いろいろ隣接しているところがあるような場合には、その集落にはできるだけ早く説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。いずれにしましても場所が決定になり次第、地権者の方々にいろいろご協力いただければならないのが第一義ではないかというふうに考えていますので、そこら辺から説明会を開催しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○石山米男 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 近隣の地権者への、周辺地権者への説明、地域住民への説明が公表の後になると。そういうことで公表した後説明の段階に入って、二度あることは三度あるで、住民の反対があった。はいやめますと、白紙にしますというようなことがないようにひとつ、今度こそ理解を得るためのさまざまな手だてをして頑張ってもらいたいと思いますので、本部長の決意のほどをお聞かせください。

○石山米男 議長 小野副市長。

○小野タヅ子 副市長 ただいま鈴木議員からご指摘がありましたように、そのような決意で取り組んでまいりたいというふうに思いますので、皆様からもいろいろご協力ご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

---

◇ 佐藤誠洋 議員

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） 私で9月定例会一般質問が最後となりましたが、よろしくお願ひいたします。

昨夜は、JAの役職員の方々と産業経済常任委員会のメンバー、部長以下、職員の方々、議長、副議長出席のもとで農政懇談会があり、私も出席してきました。今回で2回目ですが、会議は時間が足りないほど活発な会となりました。後の懇親会がメインとなった感じでしたが、今回もいろいろと要望を伺ってまいりました。改めて、JAと行政の情報交換はもっと必要、連携を深めていかなければならないと感じました。資料を拝見いたしまして、8月末現在の農産物の出荷額は大体の品目で対前年を下回っており、さらには米の概算が初めて1万円を切り9,000円となり、農家の悲鳴が聞こえてまいりました。ただいま鈴木議員から懸念がありましたが、当面は11月、年末の借入金の返還が不可能となる方もおられるようで、その対応の検討に悩まれているようでした。市の、産地収益力向上対策が1日でも早く実効性のあるものとして策定され、農家、農業が所得の面でも横手市の基幹産業と言われるように、切に願うものであります。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1番目として、横手市と秋田県平鹿地域振興局との機能合体について伺います。3年前の平成19年、当時の寺田県政において県地域振興局の統廃合計画が示され、県の出先機関である地域振興局を中央、県北、県南の3つに統合する案が出されました。五十嵐市長、田中議長は、県南においては横手市が地理的に県南の中心地であり秋田県のセカンドシティであるとの立場から、平鹿地域振興局が最も適当であると強力に県に申し入れをされ、結果、県南は横手市設置という見直しがされました。私は、その年の12月定例会の一般質問の冒頭に、市長並びに田中議長のご尽力に対し敬意を表し、大変喜ばしい旨の発言をさせていただいたところでもあります。あれから県議会の反対や知事の交代などがあって現在に至っておりますが、県においては知事部局の職員を減らす方向性、行財政改革の流れは変わらず、今後

どのような形になるのか、いずれ県の方向性は示されることであろうと思います。そうした中、現在横手市では本庁機能の集約と同時に秋田県平鹿地域振興局との機能合体が協議され、研究会を開催され、具体化してきたように見受けられます。秋田県で唯一、郡市一体の合併を果たした横手市と平鹿地域振興局との守備範囲が同じだからとする根拠は理解できますし、また基礎的自治体である市がリーダーシップをとりながら二重行政の無駄をなくすことを目指そうとしていることも理解しております。その中で、以下の4点につきましてご答弁をお願いいたします。

1点目として、今回の機能合体のメリット、想定されるデメリットはないのか伺います。

2点目として、産業経済部の全部、建築住宅課を県地域振興局の事務所を間借りするとのことですが具体的なタイムスケジュール、県との費用割合、案分はどのように協議されているのでしょうか。

3点目として、県職員とはどのようにかわりを持ち、どのような職務関係においてかわっていく協議をされているのか伺います。この質問の意図は、県は平鹿地域振興局の職員を減らし、費用を減らし、機能縮小を目指しているのではないかと懸念するからであります。県側では、平鹿地域振興局を今後どのような機能、規模、あり方を計画しているのか、また人員配置を県全体としてどうしようとしているのか、知り得た情報をお聞かせください。

4点目として、横手市は県南地域の中核を担う市であるべきと思います。国・県の拠点的行政機能が充実した出先機関が横手市にあり、基礎的自治体である市はその機関と連携し、役割分担、機能合体をリーダーシップをとりながら進めるべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に2番目として、行政機構の見直しと、本庁機能の集約化について伺います。

1点目として、水道庁舎では当初の予定どおりに業務が行われないこととなりました。なぜ、社会福祉協議会の移転先の確保が困難になったのか伺います。3月議会に提案された本庁機能の集約化の案は、当時それが最もよしとして提案された、約3億円のプレハブ仮庁舎建設案は、さまざまな観点から受け入れがたいとして議会で否決となりました。7月に出された当局案は、議会案もある程度取り入れた新たな建築費のかからない案でした。特に水道庁舎に関しては、23年度から行われる料金収納などの業務委託の業者が1階に入り、また水道施設課、下水道課も同じ1階、2階には上下水道部長、管理課が入り、水道業務が円滑に行われ、市民サービスも充実される提案であり、最もよい案であると思います。ぜひともこの案で進めていただきますように、当局の知恵を結集して創意工夫、努力を重ねて実現していただきたくお願いいたします。相手があり交渉事ではありますが、社会福祉協議会へ理解していただき、ご協力をお願いを粘り強く続けることが肝要と思いますが、いかがでしょうか。

2点目として、本庁機能の集約化により、今後地域局の空洞化、それに伴う中心部の寂れが問題となり、地域局庁舎の利活用が大きな焦点となります。平鹿地域局は合併直後から大幅に職員がいなくなり、中心部が寂れた、活気がないと言われてきました。平鹿生涯学習センターは場所の利便性、駐車場の広さ、建物の使い勝手がいいということから、県の南教育事務所では年に十五、六回ほど利用していただいております。また、教科ごとの研究会、校長会、教頭会などの会合にも利用していただいております。

国や県の出先機関がその地域にあるということは、交流人口を増やし、経済活動が生まれ、地域活性化の観点からは企業誘致をしたことにも等しいと思います。3年前の県地域振興局の統廃合計画が示された時期に、南教育事務所の移転先が話題になったように記憶しております。平鹿地域局庁舎に南教育事務所があれば、生涯学習センターの手配など事務手続もスムーズに行われ、利便性が高まるものと思います。そのようなことから、平鹿地域局庁舎に南教育事務所を移転していただくようお願いできないか伺います。今後ますます行財政改革が進む中、よりよい住民サービスを目指して既成概念にとらわれない発想がより重要であろうと思います。市長の見解を伺います。

3番目として、観光振興について伺います。

1点目として、今年度4月からいち早く行政機構の見直しを行った産業経済部、特にその中の観光部門について伺います。地域局の観光担当の職員を減らし、本庁に集約しました。さまざまな地域局のお祭り、イベントが行われる際には本庁から応援しに行く、積極的に地域局とかかわっていくとのことでしたが、現在、観光振興に関する本庁部局と地域局の連携がどのように行われているのか伺います。

2点目として、お祭りやイベントなどの観光資源は各地域にたくさんあり、そのどれもが歴史と伝統に支えられており、各地域はもちろん県内外に広く観光資源として発信可能なものばかりであります。しかしながら、横手のかまくらを初め、梵天、送り盆など旧横手市の伝統行事、観光事業だけが横手市を代表するものとなっているのではないかと、各市、各地域には人を魅了する観光資源が豊富であり、それぞれ特徴ある温泉施設を有し、観光地としての要素は豊富であります。しかし今はこれらの一つ一つが点としての開催、存在であり、通過型であり、宿泊は他市の観光地や宿泊地であります。以上のことは、合併5年が経過してもいまだに観光振興計画が策定されていないことも一因であると思います。市の観光振興計画を急ぎ策定すべきと思いますがいかがでしょうか。

以上で、一般質問を終わります。

○石山米男 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 大きく3点お尋ねがございましたが、その中の1点目でございます。

市と県平鹿地域振興局との機能合体について、4点お尋ねがございました。

1点目でございますが、機能合体のメリットあるいはデメリットについてのお尋ねでございます。これにつきましては議員からご指摘もございましたとおり、行政エリアが一致すると、そのモデルケースとして他地域に先行して、包括的な機能合体のあり方を調査研究する県の平鹿地域振興局と、横手市における機能合体等に関する研究会なるものが本年2月に設置されまして、観光物産、商工労働など5分野につきまして検討を重ねてきたところであります。機能合体のメリットでございますが、農林分野においては補助事業や農業近代化資金等の相談が県と市が一緒にできるようになるなど、市民の皆様に対しより効果的かつ効率的な行政サービスの提供が可能になること、また商工分野におきましてはリアルタイムの企業誘致情報が同時に入りまして、県と市が一緒に誘致活動ができるようになることが挙げら

れます。さらには、住民生活に身近な業務に携わる市職員と専門性が求められます県職員がワンフロアで仕事をすることで、お互いに能力を高め合うようになることなども挙げられると思います。機能合体は、ワンフロア化による県・市の連携や県から市への職員派遣、相互併任などにより行うもので、職員の削減を目的としたものではないため、直ちに職員減少につながるものではないと考えます。なお、平成23年度からは実施状況や課題の見直しを順次進めるとともに、さらなる事務事業の一体化、共同化などについて検討が必要であると考えておるところであります。

この項の2つ目でございます。平鹿地域振興局と市の機能合体の検討を進めるに当たって、可能なものについては順次取り組むことといたしておりますが、現在、報告書のまとめ段階となっておりますが、ご指摘にもあるとおり、市産業経済部及び建築住宅課につきましては23年度当初から平鹿地域振興局庁舎へ移転する方向で最終調整を行っております。なお、方向が決定次第、新たな組織体制、執務スペース、予算措置などについて早期に詳細を詰めることといたしております。

3番目でございます。県・市とも取り巻く厳しい財政状況の中で、これまで以上に限られた財源と人員を有効に活用して効率的な行政運営というのが求められてきているわけであり、県としては、それらを踏まえて新年度からの地域振興局組織の見直しについては8局体制の堅持を基本に検討を進めていると伺っておるところであります。

4番目であります。この役割分担、機能合体において、リーダーシップをとりながら進めるべきではというふうなご質問ございました。先ほども申し上げましたとおり、振興局の再編、8局体制堅持ということで伺っております。その中で、今回の当市との機能合体は県内でのモデルケースとされておりまして、機能合体を進める上でさまざまな事務事業の具体的な課題等が見えてくると思われまので、県及び県内市町村と情報交換しながら、勉強しながら取り組んでまいりたいと考えております。

大きな2つ目の、行政機構の見直しと本庁機能の集約についてのお尋ねがございました。この中の1点目の、水道庁舎にかかわる部分でございますが、7月26日に開催いたしました議員全員協議会懇談会において、水道庁舎には建設部と上下水道部、さらに上下水道部の外部、委託業者が使用する案を説明いたしました。その後、現在水道庁舎を使用しております横手市社会福祉協議会と協議したところ、1階に入居いたしております横手福祉センターを市の横手高齢者センターへ移転したいとの希望がございました。しかし、高齢者センターでは15の団体が毎週定期的にサークル活動を実施しており、年間8,250人の利用実績があることから社会福祉協議会が移転することで高齢者の生きがいがづくり活動に支障が出るということが明らかになりました。さらに、高齢者センターは農林水産省の補助金を活用して建設した施設であり、現在の使用目的を変更するには、国の許可や補助金の返還が必要となります。こうした手続には時間がかかることから、社会福祉協議会の移転先の決定が大幅に遅れ、結果として本庁機能の集約化が実現困難になると判断をしたところであります。また、県との機能合体の協議の中で、建設部、建築住宅課が平鹿地域振興局庁舎に移転する方向で調整しているため、水道庁舎の1階は現状のとおり、社会福祉協議会の横手福祉センターと市、2階は上下水道部、3階は建築住宅課を除いた建設部とする、

本庁集約化案を8月24日開催の行政課題説明会において説明させていただいたところであります。上下水道部の外部委託業者につきましては、水道庁舎に入ることによって委託経費の事務所経費部分を削減できる可能性がありましたが、こうした事情から入所が困難となりましたので業者提案どおりの事務所案で決定をお願いしたいと考えております。よろしくお尋ね申し上げます。

この項の2つ目のお尋ねでございます。南教育事務所に関しましては、ご指摘にもありました、さきに県が地域振興局3局体制を推進しようとした際に、事務所の移転先を探しているという話を聞いたことがございます。しかし現在、秋田県においては南教育事務所を移転する計画があるとは伺っておりません。現時点では南教育事務所の移転を要望する考えは持っていないところでありますが、もし将来南教育事務所を含め県の機関が移転する可能性が出た場合には、市の施設の有効活用のみならず、地域経済に及ぼす影響が大きいことや雇用の維持、拡大に結びつくと考えられることから市議会の皆様のご協力をいただきながら積極的な誘致活動を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお尋ねいたします。

大きな3番の、観光振興についてでございます。1点目の、観光振興に関する本庁部局と地域局の連携についてのお尋ねでございました。今年4月の機構改革に伴いまして、観光物産課では15人体制で事業を進めており、観光振興担当が各地域で行われてきた祭り、イベントをサポートしながら事業を進めております。具体的には、実行委員会を組織する祭り、イベントであれば実行委員会の企画段階から観光物産課の職員が加わり、本格的な準備作業が始まればその地域に出向いて一緒に作業を行っております。また、祭り当日には要請に応じて職員全員がスタッフとなって運営にかかわっておるところであります。ただし、今年4月の段階でこれまで各地域で行われてきた祭り、イベントが観光誘客を図れるものの、地域づくり的なもの、伝統継承的なものといった分析をしっかりと行わずにスタートしてしまったため、各地域局と観光物産課との間で認識の相違が生じているのも事実であります。また、各地域がこれまで取り組んできた祭り、イベントにはそれぞれの地域に住む市民の思いがあります。市民との協働による地域づくり、伝統文化の継承といったことを考えた場合、市民の皆様が主体的に取り組めるようなサポート体制の構築など、まだまだ解決すべき課題は多いと考えます。そういった部分も含め、しっかり検証し、地域が元気になることを最大の目標にして今後さらに本庁と地域局の役割分担や協力体制を整備し、観光振興に取り組んでまいりたいと思っております。

この項の2つ目の、市における観光振興計画についてのお尋ねでございました。議員ご指摘のとおり、市においては観光振興計画をまだ策定しておりませんので、市の総合計画に基づき事業を進めているところであります。近隣の市町村ではほとんどが観光振興計画を策定しており、当市においても早急に策定を進める必要があると考え、現在、近隣市町村等の観光振興計画と県の観光計画を参考にし、横手市の特色を生かした計画策定に向けて準備を進めているところであります。具体的には、「食と農からのまちづくり」を大きな柱とした観光振興計画を策定し、横手の地域経済の発展につながるものにしてまいりたいと考えております。策定に当たりましては、市民や議員の皆様からのご意見をいただきたいと思いま

すので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） それでは順次再質問させていただきます。

最初に1番の、市と県との機能合体についてですけれども、今市長から、特に産業経済部、ワンフロア化することによってさまざまな補助事業やいろんな農家の利便性が高まると、あとは商工関係においては企業誘致の話などがスムーズに情報化になると、そのようなメリットがあるということでございました。私は特に、デメリットの点をもう一度ちょっと、私の懸念をお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、今、産業経済部、先ほど観光部門もお話ありましたけれども、合わせて大体約およそ10人くらい、地域局の産業経済担当から6人くらいが、今本庁のほうに異動となり大体4人ということで、さらに建設部と合体してお互いに一緒に仕事なさいたいということで地域局は産業建設課ということになっております。現在、よく今、農家の方々から言われるのは職員がこう少なくなっているんな、先ほど鈴木議員からありましたさまざまな新しい制度に対しての仕組みなり、いろんなことがわからないと、そういうことを地域局にこう聞きに行ってもなかなか地域局の、これは地域局の職員が勉強不足といえれば勉強不足になるかもしれませんけれども、なかなかきちんとした対応ができないと、やはりじゃあ本庁に行って聞こうかとなると、地域の農家の方々は、増田ですけれども、増田まで本庁のほうへ足を延ばして、あれだけずらっと並んだ組織のところ、一体どこに説明を聞きに行けばいいのかよくわからないと、ますますこう疎遠になるといいますか、市の機能合体をやったことと農家の利便性が上がるという点では、まだまだ今は見えてこないのです、市長が言われるように。それが、さらに県と今一緒になって地域振興局にそっちが入るとなると、何でしかもまた県の職員の方もいらっしゃると、一体どこへどのように伺えばいいのかということが非常に懸念されるのです。そういったことが、まず今の地域局の段階でそうですので、市が進めようとしていることが果たして、そのメリットはおっしゃるとおりですけれども、デメリットについて市長はまずどのようにお考えなのか伺います。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘のとおり、敷居が一段高くなるというようなイメージをこれ持たれる可能性があるので、それに対する、どうケアするかということは、これは考えなければならないことだと思います。ただ、増田庁舎にある産業経済部が旭川町にあります平鹿振興局庁舎に移るということでございまして、いずれにしても1カ所に集約され、すべての地域から近くなるわけではないわけがありますので、そういう遠いという感覚はなかなかぬぐえないところはあると思いますが、ただ今、具体的に議員ご指摘のあったように、振興局ではなくて地域局の窓口にいる産業建設課の職員と本庁との連携の問題も大きいのかなというように、今伺いました。すべての政策の深いところまで、本庁と地域局の職員がすべて同じレベルでわかるというのはなかなか考えにくい、どうしてもそれはやむを得ないという部分があると思いますので、地域局の職員の初期的、一時的対応力を高める必要は絶対あるだろ

うと思っています。その辺の連携は今年初年度でありまして、まだまだ不足しているのかなと、ご指摘を受けて、そんなふうに感じました。これは、平鹿地域振興局との機能合体云々もさることながら、そもそも本庁と地域局のそういう連携をもうちょっときちんとすることの見直し、我々の問題として検討課題であると思いました。これは早急に担当部署と協議をいたしまして改善に向けて頑張りたいと思います。

○石山米男 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 いずれ、今の水田農業確立対策を昨年までであったわけなのですが、いろいろその中でも特に転作を中心にしながら本庁の業務がそのまま地域局にすんなり行かないために金銭的なちょっと間違い等もありまして、何回か修正を余議なくされたということがございました。あわせて、農業、農林水産省の政策等がいろいろ複雑になってまいりました関係から、今年度から農業振興課という課を、農政課から分離させまして独立いたして今いろいろ戸別所得補償関係を中心にやっております。我々もそうなのですが、いずれ今のモデル対策から来年度の本格実施までにも若干の修正がございましたし、なかなか旬の情報を適宜得るといってもかなり難しい状況にございまして、それでも昨日お話ししたように、できるだけ情報を集めて農家の方にわかりやすく伝えるということを胆に銘じて業務を行っております。その際には、常に地域局の産業建設課のほうにも、担当のほうには常に同様の情報を流しております。今、議員ご指摘の部分が、どの庁舎かはちょっと想像できないのですが、いずれ先般、農業振興課長が各地域局を回りまして、いろいろ担当課長、担当とお話した際は、やはり一部の地域局でちょっとうまく課長のほうに報告が行っていないとか、いろんなことがあったようでございまして、これは職員の質が必ずしも8つが同レベルではないということだと思っております。いずれ我々は農家の皆さんには迷惑をかけないということと、旬の情報をいち早くお出しするということで頑張っております。半年がたちましたので、いずれそこら辺を上期の検証しながらということで今、合同の連携会議も予定しておりますので、皆様からいろんな、何と申しますか、苦情なり不満なりがないような方向で頑張っていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、市長からお話ありましたように、これは内部の問題だと、やはり思います。これは産業経済部に限らずです。それで、実はこれも以前、私が一般質問させていただいたことがありますけれども、今、市では光ファイバー網を各地域局と本庁と結んだときに、その際に私もその懸念は、実はそのときにしたのですけれども、一般質問でしたのですけれども、だれか職員がいなくなったときにどうするんだと、そのときに、要はテレビ電話です。テレビ電話で直接農家が鮮明な画像で担当職員と直接結んでリアルタイムで知らないことを聞けるとか、さまざまなことで利用できるからこのシステムをこの機会に導入すると、そういった答弁がありました。私、質問したのでよく存じておりますけれども。私の記憶では、宮城内陸地震のときに物すごいシステムが活用されたと、非常によかったと、

私もあのとき平鹿地域局にいて、ああすごいもんだなと思ってその同時中継を見ておまして、同時中継というか同一の会議を見ておりましたけれども。そういったせっかくのシステムが今現在、稼働になっているのか、まずその点をちょっと伺います。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 結論から申し上げますと、利活用状況としては芳しくございません。大変申しわけございません。責任転嫁といいますか、するつもりはないんですけれども、例えば一昨年の宮城岩手内陸地震ですとか、あるいはそういうような豪雨災害ですとか、というような大きな災害、何かあった場合にはすごく機能は発揮するだろうと思えますけれども、幸い当市ではそういうテレビ電話システムが、あの、大変申しわけございません、申しわけなく思いつつも、現実ちょっとお話しさせていただいておりますけれども、そういうことで、ひとつ何かのきっかけがあれば大きな効果を発揮する道具、システムになっておりますので、そういうきっかけがあれば活用も利活用も促進するのかなと、それはまあ災害に求めるわけではございませんので、何らかの内部でそのきっかけづくりをしながら利活用を促進する対策方策を検討してまいりたいと思っています。大変申しわけありませんが、現状はそのようでございます。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 突然の質問で申しわけなかったとは思いますが、もともとは私、当初申し上げましたように、相談端末とかっていう名前も別にあつたように思いますし、もともとは先ほどの私の懸念の、地域局と本庁とのやりとりがスムーズにいくようにと、そのためにテレビ電話システムをつくるという話でした。それがたまたま宮城内陸地震で物すごい便利なものであつたので、今部長の答弁だとは思いますが、本来の、私に最初に答弁していただいた機能を検討されて、ぜひ、せっかくのシステムですので、もったいないと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほど市長のほうから、県ではまず8局体制を基本にしているとの、まず情報を得ているということでした。私はそれは恐らく、当面は、という言葉がその前につくと思います。当面は8局体制をまずやっていて、モデル的に今横手市と平鹿地域振興局を機能合体させてみて、いろんな問題点が市長の言われるとおり、今後いろんな問題点なり、メリットが出てくると思います。そういうことを進めながら、やはり県は横手市と同じように行財政改革を強力に進めなければならないですし、行うと思いません。そうしますと横手市がこれうまくいくのは当然うれしい、喜ばしいことでうれしいわけですが、私が一番懸念するのはこれ幸いということでせっかくの県南の中心地であるこの横手市、セカンドシティーの横手市から地域振興局の機能がだんだんこう小さくなってきて、要は職員もだんだんといなくなってきた、横手市の皆さん方でまず権限も移譲しますし、仕事も十分国から直接おりてきてもいい、行えるくらい能力が上がったと、じゃあ中核的な県南の地域振興局なりは他市に移そうかと、もしそのようなことになれば、非常に横手市として中心地として核となる国なり県の出先機関がなくなってしまうというのは非常に、何かこう寂しいといえますか、それで本当にセカンドシティーなのかという懸念

があるんですけども、その点について市長の見解というのはどうでしょう。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 もっともな懸念だというふうに思います。ただ、私どもが今進めております機能合体は、横手、平鹿、この管内における県の機能と私どもの機能の合体作業でございまして、県の全体を見据えた県の持っている機能というのほかにあるわけで、その上にあるわけでありまして、これをなくすものであってはいけないというふうに私も思います。そういうことに関しては、位置的な部分も含めて絶好の位置の中に横手市はあるわけでございますので、そういうことで県南の連携が損なわれるような機能の、県における再編といいますか、集約化というのは私どももなかなか承知しがたいところがございますので、それはしっかり申し上げていかなければならないことだというふうに思っております。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 私、ちょっと聞き及んだところによりますと、雄勝地域振興局には建設建築担当の職員が今いなくなってしまうと、今ご存じのように県も含めて住宅リフォーム事業、すべての市町村で行われているわけですけども、雄勝地域振興局、県が確認申請はもちろん行うわけですけども、その職員の方がいないということで今、平鹿地域振興局に申請に来ると。当然そういうことから業務の推進がスムーズでなくて、住宅の確認申請が遅れてしまっていると、そのような情報も伺っております。ですから県の情報をもう少し、よくよく確認されてというか、いろいろ情報を得て、やはり横手市が、市がですね、市長がリーダーシップをとって、それで横手市にとって中核的な行政機関、国や県の行政機関があった上で、それで横手市として昨日からお話にありました中心都市の宣言ですね、そういうことも私は行うべきだと思いますのでぜひそのように、市の目指すべきものは何なのかということもよくよく検討された上で、ぜひ横手市の機能合体を進めていただきたいと、そのように思います。

次に、行政機構の見直しのほうについてですけども、水道庁舎についてであります。まず、先ほどの市長の答弁を伺いますと、最初は、市長が本当にそう思ったのかどうかわかりませんが、原稿だったろうと思いますけれども、私の印象としては、どっちを見て仕事をしているのかなというふうなご答弁でございました。といいますのは、先ほどのご答弁ですと社会福祉協議会が高齢者センターに移動したいと、向こうのほうからまずそう言われて、それをじゃあ市で何とかそっちの言い分を実現できるように検討しましょうと言ったら、いろいろと困難になったと。だからなかなか移転先が見つからなかったと。そのような、私は印象を受けました。多分、そういう答弁だったと思いますけれども。逆なんじゃないかとやっぱり思うんです。市が、総務部長が最初に、7月に出した案というのは、本当に今度は多分議会が通るだろうという案だったと思うんです。それが社会福祉協議会の都合で、社会福祉協議会がそこでなければだめだというふうな、私は印象、移動先がそこでなければ移動できませんよというふうな言い方をされたから検討した結果だめだというのは、本当に市が創意工夫、どうしても最初の総務部長が示された案、最も効率がよくて、しかも経費の面からも少ない経費で最大の効果を生み出す案であったと私は思っております。それが、幾ら社会福祉協議会に市がさまざまな業務をお願いしてい

ても、何というか、相手から言われて、しかも場所を指定して、そこがだめだったから後はお手上げだというのはどうもこれだけ市の、もしかするといろんな余っている建物やスペース、私はあるのではないかと思ひながら今聞きまして、第一印象で市は自分のほうから何とかお願いすると、そのかわり自分のほうからこういうところ、こういうところ、こういうところ、何か所も例えば探すとか、そういうふうにしていかないと、なかなか交渉事は大変じゃないのかと、そのように印象を受けましたけれども、その点いかがでしょう。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 若干、先ほどの市長の答弁に補足をさせていただきますけれども、現在の水道庁舎には社会福祉協議会の本部機能とそれから横手の福祉センター機能と、機能的には2つの機能が入っております。1階部分が横手の福祉センター部門、いわゆるヘルパーさん方がおられて日々日常活動される拠点となっている部分です。それから2階には本部機能が入っております。そこは横手市全体の本部機能、統括本部機能が入っております。ということで、7月の段階ではいずれ本部機能も含めた、あるいは横手の福祉センター機能も含めた、社会福祉協議会全体をあそこから何とかほかの施設に移動していただいて、行政のほうであそこを1階から3階まで使わせてほしいという話を申し入れをいたしました。その中で二、三出たのは、1つは社会福祉協議会としては本部機能と横手の福祉センター機能とは必ずしも一緒でなくてもいいというのが1点でございました。それはありがたい話ですねということであります。それから次が、今言った1階部分の横手の福祉センター部門については、どうしても横手市街地はここいら辺近辺にお客様といいますか、対象の方々が最も多いエリアですので、このエリアから遠くのほうにはできるだけ遠くのほうには移転したくない、できるだけこの近辺で仕事を業務をしたい、継続していきたいというお話ございました。大きくその2点を、考え方を社協のほうからいただきまして、ところで3月にもあの庁舎を一部使いたいということで接触があったようでありますので、いずれこういうことが来るだろうというのは想定はしていましたということで、どこか希望、私どものほうとしてはこういう場所にということは提案、内々にはいかがですかと打診はしましたけれども、その中で社協のほうからは、3月のこともありましたので、できれば、できれば高齢者センターのほうに本部機能も含めて、横手の福祉センターの部分を含めて移転できれば、これはベストであるという話がありました。それは、市街地からは多少離れますけれども、今の南庁舎のすぐ前ですのでそんなに遠くもないし、それから一番社協としてのそこに行きたいというのは、遠くないというのが1点と、それからすぐそこに康寿館というデイサービスセンターがございまして、それも社協が指定管理ということで運営をいたしております。それが、行きたいという、そこがいいという理由の1点でございまして、もう一つの理由がご承知のとおり、あそこは防雪センター前、我々今、職員の駐車場として使っておりますけれども、社協にはヘルパーさんたちの日常業務で使う公用車と申しますか、ヘルパー車と申しますか、その台数も相当ございますし、それからヘルパーさん方の職員の数も相当おられるようでして、通勤用の駐車場の確保というのも相当、現在、このすぐ近くにありますので難渋しているようでありまし

て、そういう点からいきますと駐車場も使わせてもらえるし、康寿館の管理もできるということで、あそこに移転だとすればベストだなという話がありました。それを真に受けたというか、そのことをやはり願ひであればかなえてあげたいというのはありましたが、そういうようなことでなかなか、さまざまなことで先ほど市長が答弁したようなことですし、ただ、本部機能については移転していただくことについて今鋭意場所は探していますし、それからもう1点だけ高齢者福祉センターがうまくないということで我々も一生懸命民間も含めて当たってみました。が、なかなか適地が、適当な施設が見つからなくて現在に至っているというのが現状でございます。

以上です。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 私もいろいろ業者といたしますか、ヘルパーさん方のお仕事というのはどのようなことをされているのかというのはある程度存じておりますけれども、この訪問介護のヘルパーさんたちのお仕事というのは、大体基本的に直行直帰制度です。必ず事務所に行って、例えばタイムカード押して、それでそこから出ていくと、そういう社会福祉協議会だけはそのように直行直帰制度じゃなくてタイムカードで仕事をされているのか、私はそれちょっと存じないんですけれども、普通の私の知り得た業者さんではヘルパーさん方は、基本的に直行直帰制度です。それで打ち合わせなりミーティングなりあるときは何時に集まってくれと、そういったときに集まりますけれども。直行直帰制度というのは、ご存じだと思いますけれども、直接自分の家なりさまざまなところからお客さんというか利用者さんのところへ伺って、それでまたシフトがありますからシフトでまたどこかへ行くと、事務所に、必ず皆さん方のように事務所に何時まで行って何時に出ていくと、そういった仕事では、私はないと思うんです。ですから、しかも利用者さんはこの横手市街地にたくさんおられるというのは当然だと思うんです、エリアがありますから。ですけれども、じゃあヘルパーさんたちは横手市内、この中心部の近郊からお住まいかと思ったら、私は必ずしもそうではないのじゃないかと思うんです。ですから、少し車で5分走れば今いろんなところに相当な距離移動できるわけですから、そういったこともいろいろと踏まえてやっぱり一番いいことを提案されてそれを社会福祉協議会の都合、向こうから言われてその場所がだめだと、ほかかと、それで私、優秀な人たちが知恵を結集、集めて結果を出したというふうにはとても思えないわけです。先ほど、社会福祉協議会ではベストな案だということでベストにはできなかったから市が断念したと、そのような話でしたね、市長。ですから、いつも市長が言われます、ベストを求められどもベター。ベターもしようがないと。市だってお互いに交渉してベストではないかもしれないけれども、社協さん、市としての立場もわかってくれと、やっぱり、ぜひとも場所を見つけるから市の業務が円滑に行われるようにお願いしますというのが、私、普通じゃないかと思います。私が一々言ってもしようがないことですが、同じ、今初めて水道業務を業者さんたちと一緒にやるわけです。不安なことがたくさんあるんじゃないかと思う、初めてやることですから。その際、業者さんが離れていると、要はその業者さんの業務内容がどんなことをやっているのかわからないと、ブラックボックス

化と言われているみたいですがけれども。そのような懸念もありますし、また一緒に業務やることになりまして市側はいつも業者さんを監視するというわけじゃないですが、お互いに監視できると。さらに、初めての試みですから、わからないことがあったらすぐに対応できるわけです。そんなすべてのことが最終的には住民サービスに結びつくはずで、市長。ですから、どうも私は今回のその今の答弁を聞いてもそうですし、今回なぜ一番いい案が覆されたのか本当残念でならないんです。ですから12月の提案までにはぜひとも交渉を続けていただいて、善処していただきたいと思うんですが、その点市長いかがですか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもの部長が説明申し上げた経緯の中で、我々がベストと思った案を、我々の論理でいえばベターな案にグレードダウンしたことを、今しようとしているわけでございます。それをベストに近く戻すには物理的な問題があったということはご理解いただけたと思います。物理的に収納できる場所、横手福祉センターが入れる場所があれば解決する話ではあったわけですが、それがなかったというような判断でございました。もう一度探してあるかどうかというのは、なかなか今この場で申し上げかねる話でありますけれども。議員がそういう水道事業の委託者のことも含めてご提案ございましたので、今日この場で答弁できることは特にございませんけれども、受けとめさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） その後の、平鹿生涯学習センターに南教育事務所のお願いは県が全然予定していないから、だから私どもとしては何も交渉するすべがないというふうなご答弁でございました。こちら、ふだん市長が言われていることとは少し、私違うのではないかと今印象を受けました。主体がどちらなのか、待って、市長はいつも攻撃的に行政を進めるというふうな、そのようだと姿勢を私どもに示されてきたと思います。今のご答弁ですと全く待つ姿勢です。私、企業誘致と同じだとさっきちょっとちらっと言いましたけれども、自分のほうからこういう場所があるから何とか入ってくれないかとかこちらから問いかないと、向こうが南教育事務所、今のままで何も不都合なければ、それはだれも私、出ないと思います。それを市で誘致するというか、来ることによってさまざまな地域の活性化に結びつくと、ですからさっきの答弁もそうですけれども、どちらの方向向いているのかという感じを受けましたけれども、待つのではなく、やはり出ていかななくてはいけないと思うんです、提案をして。その点です。ですから、今の水道庁舎の移転先が見つからないというのはまさに根底がそのような、今の市長以下の考え方がそのような考え方からだからじゃないかと。私、危惧いたしました。後でお話ししますが、前に佐藤功議員からありました秋田県農政事務所横手庁舎、これが売りに出されているということで、私調べたところ、簿価が約4,000万円ほどでありまして、これは相手が市であれば随契でもっと下がると、そのような話もありますし、駐車場のほうもゆっくり出入りできるとすれば25台あるとのことでした。ですから、先ほど業務委託することによって5年間の業務委託費が5,300万円です。ですから

これがもし3,000万か4,000万円で買ったとしても市としては経費が少なく済むわけです。そのように場所を見つけようとするればそういった段取りもできますし、私はその前に市の建物を有効利用するのが最もだと思いますので、その中の一つの提案として、南教育事務所がもし移っていただければそこにまた市の組織がさまざま入れば、また中心部どこかあいたら、さらに社協さんのよりベストに近い場所が見つかるのではないかと。そのようなこともありまして提案したわけです。ですから、市長の待っている姿勢ではなくて相手があって、何というか、交渉事ですからやっぱり自分たちも打って出なくてはならないところは打って出なくてはならないと思うんですね。だからその点を市長のお考えを伺いたいと思います。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 南教育事務所が移らなければならない必然性があるかどうかといった情報は全然持っておりません。それも含めて今の農政事務所ですか、跡地問題は承知いたしておりました、そういう物件があるのは承知いたしておりましたけれども、それやこれやさまざま情報、今、持ち得ている範囲での情報の中でこういう方向を今、示しているところまでございまして、それが、何と申しますか、待ちの姿勢であるというふうに言われればそうでないというお答えするしかないわけでありまして、しかし私自身の情報収集が足りない部分があって攻めの姿勢に転じていないということであれば、これは反省しなければいけないことでもありますので、そういう情報収集は、これはいたします。そういう中でその方向性が見えるならばご指摘をまつまでもなく積極果敢に行くのが私のスタイルでありますので、それはぜひ頑張ってもらいたいと思います。先ほどの社福協の問題、それから水道の委託業者の問題、あるいは南教育事務所の問題等々、トータル全部関連ある話だというふうに理解いたしましたので、いま一度いろいろ私なりに考えてみたいと思います。ありがとうございました。

○石山米男 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 12月定例会まではまだ時間がありますので、総務部長がせっかく議会から、恐らくは満場一致で賛成していただろうというような提案にぜひ戻していただきたいと思いますので、その点強く要望したいと思います。終わります。

○石山米男 議長 これで一般質問を終了いたします。

---

#### ◎報告第24号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第2、報告第24号専決処分の報告について報告を求めます。

雄物川地域局長。

○柴田清治 雄物川地域局長 報告第24号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、車両事故によります損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

その内容であります、2ページをご覧ください。

事故の発生日時であります、平成22年3月26日、午後1時50分ころであります。場所は、横手市雄物川町今宿字鳴田1番地、雄物川庁舎敷地内であります。被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、雄物川地域局市民福祉課職員が庁舎敷地内で右折するため安全確認をしていたところ、市道から庁舎敷地内に進入してきた被害者車両と衝突し、左側ボディーを破損させたものであります。

損害賠償額は3万9,995円で、事故の過失割合は市が1割であります。なお、損害賠償額につきましては全額、全国市有物件災害共済会の賠償保険で補てんされるものであります。

大変申しわけなく思っております。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） この専決ですけれども、事故が発生したのが3月26日と。非常に時間がたっているように思いますが、この後にやる専決は大体8月の事故ですが、これだけが3月と。随分時間がたっていますけれども、なぜそのように遅くなったのかということを質問します。

○石山米男 議長 雄物川地域局長。

○柴田清治 雄物川地域局長 これは3月26日からもうしばらくたつわけではありますが、事故当事者同士の話がかみ合わないというか、その割合で、それでこれまで長引いたところあります。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第24号の報告を終わります。

---

### ◎報告第25号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第3、報告第25号専決処分の報告について報告を求めます。

福祉事務所長。

○石山清和 福祉事務所長 ただいま議題となりました報告第25号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会にご報告するものでございます。

追加議案書の4ページをご覧くださいと思います。

内容でございますが、事故の発生日時は平成22年8月12日の午前9時40分ごろでございます。発生場所でございますが、横手市大雄字八柏谷地66番地、障害者支援施設ユー・ホップハウス駐車場でございます。被害者は記載のとおりであります。

事故の概要でございますが、横手市シルバー人材センターに業務委託してございます送迎ワゴン車の

運転手、ワゴン車から利用者をおろして方向転換しようとする際に後進したときでございますが、駐車していた被害者の車両ドアに接触し破損させたものでございます。

損害賠償額は22万500円でありまして、全額を全国市有物件災害共済で対応しようとするものでございます。

改めておわび申し上げ、ご報告とさせていただきます。

本当に申しわけございませんでした。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第25号の報告を終わります。

---

### ◎報告第26号の上程、説明、質疑

○石山米男 議長 日程第4、報告第26号専決処分の報告について報告を求めます。

横手地域局地域振興課長。

○武田浩一 横手地域局地域振興課長 ただいま議題となりました報告第26号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたのでご報告するものであります。

内容であります、6ページをご覧ください。

事故の発生日時であります、平成22年8月19日午後2時35分ころ。発生場所は、横手市赤坂字富ヶ沢地内の秋田ふるさと村第2駐車場内であります。被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、横手地域局産業建設課の職員が公用車を駐車させその場を離れた際サイドブレーキを引き忘れたため緩い下り坂を車が動き出し、駐車していた被害者の車両に接触し前面バンパー左側を破損させたものであります。

損害賠償額は15万2,797円で、事故の過失割合は市が100%であります。なお、損害賠償につきましては全額、全国市有物件災害共済会の対物賠償保険金で補てんされるものであります。

公用車による事故が頻発しており、注意を喚起している中での事故であり、いま一度事故防止の徹底を図ってまいります。

大変申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

○石山米男 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。

13番小沢議員。

○13番（小沢秀宏議員） 前の件の事故もそうですし今もそうですけれども、とまっていた車がバックしてぶつかった、それからある程度勾配あるところで離れる際にサイドブレーキを忘れたため駐車して

いた車にぶつかったって、これイロハのイだと思うんですよ。こういうこと繰り返しているわけですけども、ただ申しわけありませんでしたので、これずっと今後もそういう姿勢でいくのだとすれば、私はこれ重大な問題になると思います。少なくとも、私が議員になりましてこういうふうはこの事件がほとんど議会のたびに提出されて担当者が謝って、一体全体どういう教育しているのか、してもまだこのとおりのこと、私は根本的な問題があると思いますので再度、これは最高責任者は市長だと思いますけれども、市長、どういう姿勢で立ち向かうつもりですか。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まことに申しわけなく、市民の皆様、議員の皆様におわびを申し上げなければならぬと毎議会申し上げているところでございます。本当に申しわけございません。これについては、前にご説明したかと思いますが、特定の職員が何回もこういう事故を起こしているというわけではございませんで、多くの職員が最初のミスをしたと、こういうようなケースが多くて、これがどういうことで、分析をしようとしていますけれども、どういうわけでこういうふうに満遍なく事故が起きる、しかもこれだけの頻度で起きるかというのは、いまだ判明できかねておる次第でございまして、これをこうすれば、こう何とかなるというような対策は、具体的には講ずることができないでございました。精神的な分も含めて綱紀の肅正も含めて、それを引き続き図る覚悟でありますけれども、具体的な手だての1つとして、先般、運転業務にかかわるすべての職員あるいはすべての非常勤も含めてでありますけれども、職員に誓約書を書いていただきました。私は公用車は運転いたしませんけれども、私も書きました。というのは、個人として車を運転する機会が私もありますので、そういうときでも違反はしないということも含めて書いたつもりであります。そういう決意を我々職員にすべての職員にお願いをいたしました次第でございまして。そのことでもって自戒の念を高めてもらって、こういうことが急減するように、激減するように期待をいたしたいというふうに思います。こういう答弁しかできないことを大変申しわけなく思いますけれども、引き続き注意喚起をしてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○石山米男 議長 13番小沢議員。

○13番(小沢秀宏議員) 例えばですけれども、この最後の建設課の職員ですけれども、これ何かペナルティーというのはあるんですか。

○石山米男 議長 総務企画部長。

○佐藤良吉 総務企画部長 結論から申し上げますと、懲戒の審査の対象にはいたしております。これは公用車だけでなくて私用車でも、例えばスピード違反やった場合に何十キロ以上とか、こういう交通違反でも軽微なものについてはありますけれども、公用車の関係あるいは私用車でもスピード違反あるいは人身事故等々の場合には懲戒処分の審査会で審査をいたしますので、この件が処分の対象になるか云々というのはここでは申し上げかねますがそういうことですべてについて審査を行いながら処分をいたしております。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

1 番木村議員。

○1 番（木村清貴議員） 大変申しわけないのですけれども、公道とか市の施設の中とか、そういうところであった事故、何も事故を起こしたくて起こすわけじゃない、ちょっとした不注意というのはだれでもある可能性はある。ただちょっと大変申しわけないのですけれども、このふるさと村の駐車場とかという場合は、何しにそこに何の要件で行ったかとかという部分は、これからの専決でもその部分は報告していただきたいと思います。それが1点。それからついでのようで申しわけないのですけれども、ここ数回、数回です、ほんの数回ですけれども、ある職員が明らかに勤務時間内、コンビニで立ち読みしているという姿を見かけたことがあります。わかりません、休暇だったかもしれません。ただ、一般市民からもやはり誤解を受ける可能性、そうすると職員は何もできないかという話にもなってしまいますけれども、私が見ても何しているのという、勤務時間内と私は解釈していますけれども、そういう誤解の生まれるような行動を非常に心配していますので、その2点をお願いします。

○石山米男 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ふるさと村駐車場における部分は、私が聞いた話ではふるさと村駐車場にあるトイレに行くためだったというように聞いておりまして、それはあり得る話ではありますけれども、サイドブレーキ引かないのは粗末な話でありますので理由にはならない。しかしご指摘のとおり、不可解な説明であったというように思います。不可解さを取り除く説明も補足的に必要なだということもわかりました。それからもう1点でありますけれども、恐らく議員がよく承知している、よくわかっている職員であろうかなと思いますので、これは後々のためにぜひ確認できるすべと実態を明らかにすることが必要かというふうに思いました。これは個別の話でありますので後ほどお願いいたしたいと思いますが、なかなか市の職員、休暇は当然とっておりまして、休暇どこにも行けなくなって何もできないかとなるとこれ委縮する話でありますので大変心配いたします、その分に関しては。私はただいま休憩中です、休暇中です、というゼッケンを背負ってですね、行動するなんていうのはできる話でもございません。そういう意味で大変心配はいたします。しかし、市民の目線が公務に携わる人間に対して大変厳しい時代だということの自覚は、いろんな面で職員持たなければいけないところだと思います。コンビニで立ち読みしていることも、そういうふうにとらえられるおそれすらあるということ、やはり私ども、この議場にいる職員だけではなくて、これを中継で見ている職員だけではなくて、すべての職員に伝わるように注意喚起してまいりたいと思います。

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

16番。

○16 番（佐々木誠議員） ちょっと生意気なことを言いますが参考までに、何万人も使っている自動車産業が事故を起こしますけれども、この横手市のくらいはないんですよ。じゃあどのようにしているかということ、ちょっとこうそういうのを聞きながらちょっと社員教育をやってみたらいかかな

と思います。先ほど市長が、誓約書を書いたと言いますが、やはり誓約書を書いただけでは事故は減らないんじゃないかと、私思いますので、参考までにお話をしたところでございます。

以上です。

○石山米男 議長 答弁必要ですか。

【「答弁いいです」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第26号の報告を終わります。

---

#### ◎陳情委員会付託

○石山米男 議長 日程第5、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

---

#### ◎休会について

○石山米男 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明9月11日から9月23日まで13日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○石山米男 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明9月11日から9月23日まで13日間休会することに決定いたしました。

9月24日は、一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

---

#### ◎散会の宣告

○石山米男 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時56分 散会

